

持続化給付金、家賃支援給付金
一時・月次支援金、事業復活支援金の

不正受給は
犯罪
です!!

- 事業を実施していないにもかかわらず申請する。
- 各月の売上を偽って申請する。
- 売上減少の理由が新型コロナウイルスの影響によらないのに申請する。



この行為は

全て**犯罪**です

犯罪行為はあなたの人生を狂わせます。

現在「持続化給付金」「家賃支援給付金」「一時・月次支援金」「事業復活支援金」
の不正受給の調査を行っております。不正受給は絶対に許しません。



不正受給と判断された場合の処置

- ① 給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、**年3%の割合で算定した延滞金**を加え、これらの合計額にその**2割に相当する額**を加えた額の返還請求。
- ② 申請者の**屋号・雅号・氏名等を公表**。不正の内容が悪質な場合には**刑事告発**。

 経済産業省

 中小企業庁

情報
提供
窓口

不正受給を行っている法人・個人を見つけた場合や、不正受給の勧誘を受けたという場合は下記サイトよりご相談ください。

各種給付金事務局HP

[https:// kyufukin-henkan.go.jp](https://kyufukin-henkan.go.jp)